

平成27年10月1日より若者雇用促進法 に基づく認定制度がスタートしました！！

認定企業になれば若者採用・育成を支援する助成金が加算されます！

認定には労働局への申請が必要です。まずは上村経営法務事務所へご相談下さい！

◆加算対象となる助成金は！？

キャリアアップ助成金	35歳未満の有期契約労働者等を正規雇用等へ転換する場合、1人当たり最大50万円のところ、 1.0万円を加算し6.0万円支給
キャリア形成促進助成金	『若年人材育成コース』*を活用した場合、経費助成率を 最大1/2 ⇒ 2/3に引き上げ! *採用後5年以内の35歳未満の労働者対象コース
トライアル雇用奨励金	35歳未満の対象者に対しトライアル雇用を実施する場合、 月額最大4万円のところ、5万円を支給(最長3ヶ月)

◆認定基準 ※抜粋

・学卒求人など若者対象の正社員の求人申込み又は募集を行っていること
・若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること
・直近3事業年度の正社員として就職した者(新卒等)の離職率が20%以下
・前事業年度の正社員の有給休暇の年平均取得率が70%以上又は年平均取得日数が10日以上であること
・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下又は週労働時間が60時間以上の正社員の割合が5%以下であること
・直近3事業年度において、男性労働者の育児休業の取得者が1人以上又は女性労働者の育児休業等の取得率が75%以上であること
・必要な雇用情報項目について公表していること
・過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと

◆報酬のご案内

認定制度報酬

顧問先企業様

¥15,000- (税抜)

必要に応じて<育児・介護休業規程>の見直し等も致します。

スポットの企業様

¥30,000- (税抜)

認定制度以外に発生した業務につきましては、別途報酬請求させていただきます。



企業の成長、発展をサポートします
上村経営法務事務所

大阪市中央区農人橋1丁目1-29 アップルタワー大阪谷町705
TEL: 06-4790-8507 FAX: 06-4790-8510

無料相談承ります。お気軽にお問い合わせください

0120-294-665
平日9:00~18:00